

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当町で想定している災害は以下のとおり。

(地震災害)

既往災害としては、平成23年3月11日発生の東日本大震災があげられる。

■東日本大震災での町の被害

(平成24年3月末現在)

被害項目	被害内容
人的被害	なし
火災	1件(落下物の焼損)
住家被害	全壊1棟、半壊1棟、一部破損249棟
その他(塀、灯籠倒壊等)	13件
がけ崩れ(宅地関係)	2箇所
道路被害	22箇所(全面通行止め0箇所、片側通行止め11箇所)
公園被害	2箇所
公共施設被害	7箇所
ライフライン被害	水道8箇所、電気なし

従前は、東京湾北部地震を計画の前提条件としていたが、発生の確率等から千葉県が千葉県北西部直下地震を防災・減災対策の主眼として位置づけていることから、酒々井町においても千葉県北西部直下地震を災害対策の想定における中心に位置づけている。

千葉県北西部直下地震の想定結果は、下記のとおり。

■酒々井町の地震被害想定結果(千葉北西部直下地震)

大項目	中項目	小項目	単位	想定結果
地震動	震度階級	5弱の面積率	(%)	0.0
		5強の面積率	(%)	41.8
		6弱の面積率	(%)	58.2
		6強の面積率	(%)	0.0
建物被害	全壊・焼失棟数	揺れ	(棟)	3
		液状化	(棟)	1
		急傾斜地	(棟)	0
		火災	(棟)	0
		計	(棟)	4
	半壊	揺れ	(棟)	119
		液状化	(棟)	9
		急傾斜地	(棟)	1
計	(棟)	129		
人的被害	死者数		(人)	—
	負傷者数	重傷者数	(人)	—
		軽傷者数	(人)	約10

ライフライン被害	上水道被害	機能支障人口	(人)	約 4,800
		機能支障率	(%)	23
	下水道被害	直接的な影響人口	(人)	約 350
	都市ガス被害	支障戸数	(戸)	0
	LP ガス被害	機能支障	(戸)	約 60
		機能支障率	(%)	1
震災廃棄物		総量	(t)	約 520
生活支障	避難者数 (1日後)	全避難者数	(人)	約 40
		避難所避難者数	(人)	約 20
		避難所外避難者数	(人)	約 10
	避難者数 (2週間後)	全避難者数	(人)	約 770
		避難所避難者数	(人)	約 310
		避難所外避難者数	(人)	約 460
	帰宅困難者	県内での帰宅困難者数	(人)	約 1,700
		県外での帰宅困難者数	(人)	約 1,950
エレベーター内閉じ込め	停止台数	(台)	—	

なお、酒々井町では中央防災会議の指針に照らし、震度 6 強の地震にも対応する酒々井町地域防災計画を立てている。

(風水害)

既往災害としては、下記のとおり。(赤線は水害、青線は風害)

■町で発生した風水害

年月日	種別	総雨量	最大 1時間 雨量	被害状況
平成 3 年 9 月 7～10 日	台風第 15 号	200mm ^{※1}	47mm ^{※1}	・京成酒々井駅北西の中川の溢水により 床上浸水 15 棟 (中川地区) ・江川の溢水により水田、道路 (町道) の 冠水
平成 3 年 9 月 19 日	台風第 18 号	203mm ^{※2}	43mm ^{※2}	・高崎川の溢水により床下浸水 2 棟 (下 谷上り地区)
平成 8 年 9 月 22 日	豪雨	243mm ^{※2}	36mm ^{※2}	・県道宗吾酒々井線の路肩決壊
平成 13 年 10 月 10 日	台風第 15 号	186mm ^{※1}	41mm ^{※1}	・床下浸水 9 戸
平成 16 年 9 月 4 日	豪雨	186mm ^{※1}	77mm ^{※1}	・中川の溢水により床上浸水 26 棟 21 世 帯、床下浸水 28 棟、道路の冠水
平成 16 年 10 月 8～9 日	台風第 22 号、 前線	186.5mm ^{※1}	34mm ^{※1}	・床上浸水 1 棟 ・一部損壊 1 棟
平成 25 年 10 月 15～16 日	台風第 26 号	301.5mm ^{※1}	49.5mm ^{※1}	・床上浸水 4 棟、道路の冠水、道路の路 肩決壊
令和元年 9 月 9～10 日	台風第 15 号	135.5mm ^{※2}	43.5mm ^{※2}	・災害救助法が適用される程の被害規模 ・全壊 1 棟、半壊 9 棟、一部損壊 371 棟 (令和 2 年 1 月末時点)
令和元年 10 月 12～13 日	台風第 19 号	131mm ^{※2}	20mm ^{※2}	・床上浸水 3 件、床下浸水 12 件、冠水に よる通行止め 6 か所 ・がけ・道路法面崩れ 25 か所 (町道は 13 か所、通行止め 4 か所)
令和元年 10 月 25 日	豪雨	248mm ^{※2}	54mm ^{※2}	・中川：IR 成田線付近の上流部及び下流 部で氾濫 ・高崎川、江川、馬橋川の各河川で氾濫

※1 雨量の値は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所酒々井出張所内の雨量計に基づく。

※2 雨量の値は、アメダス佐倉観測所に基づく。

従前は、利根川、高崎川及び印旛沼の「洪水ハザードマップ」を作成してきたが、想定最大規

模の洪水浸水想定区域図に基づく「洪水ハザードマップ」の作成等の洪水浸水対策を推進している。

なお、風害については、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、普及・啓発を図る。

(土砂災害)

既往災害としては、令和元年台風第15号・令和元年台風第19号及び令和元年10月25日豪雨により、がけ及び道路法面崩れが25箇所発生している。

令和6年11月現在、当町では52箇所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定・告示されている。

(大規模事故災害)

既往災害としては、福島第一原子力発電所事故により放射性物質が大気中に放出され千葉県において広域放射能汚染が発生したことを受け、公共施設の空間線量率の測定調査を継続している。

大規模災害や航空機事故、鉄道事故、道路事故等の当町で発生する可能性のある災害を想定している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 424人（令和7年10月31日時点 酒々井町商工会独自調査）
- ・小規模事業者数 360人（令和7年10月31日時点 酒々井町商工会独自調査）

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	飲食業	57	52	町内に広く分布している
	建設業	62	61	町内に広く分布している
	製造業	24	16	町内に広く分布している
	小売・卸売業	110	80	町内に広く分布している
	サービス業	148	134	町内に広く分布している
	その他	23	17	町内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・酒々井町地域防災計画の策定（令和7年度修正）、防災無線の設置

- ・防災備品の備蓄等

2) 当会の取組

- ・酒々井町商工会BCPの策定
- ・防災備品（発電機・ヘルメット・ブルーシート等）の備蓄
- ・会員被災状況の収集
- ・事業者BCPに関する周知活動、策定支援

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時並びに緊急時の対応を推進する専門的な知識を有する人材が十分にいない。

更に、当会には保険や共済に対する専門的な知識を助言できる経営指導員等の職員も不足しており、人的資源の乏しい当会で実施できることは限定的であるといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者が多数となった際の対応に関するルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間において被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症については「初動期」「対応期」には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・地区内小規模事業者に対し巡回・窓口指導時に災害等のリスクに対応した共済や保険制度の加入を案内するとともに、不安の残る事業者に対しては共済・保険制度に係る相談等について保険会社と連携して対応する。
- ・引き続き事業者BCP策定の必要性を周知し、策定支援を実施する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援するために、当会と当町において本計画を基準に整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業者BCPの理解が深まるに合わせ、損害保険会社等による事業継続に関する事例の紹介等を通じ、小規模事業者に対する普及啓発につなげる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和2年10月に事業継続計画を策定。

3) 関係団体等との連携

- ・ 当会と協力体制にある損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発や損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発に係る掲示物の協力依頼を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・酒々井町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・地域防災計画で想定する自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後約1時間を目途に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、酒々井町における新型インフルエンザ等感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる暴風雨等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の対応を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

	・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

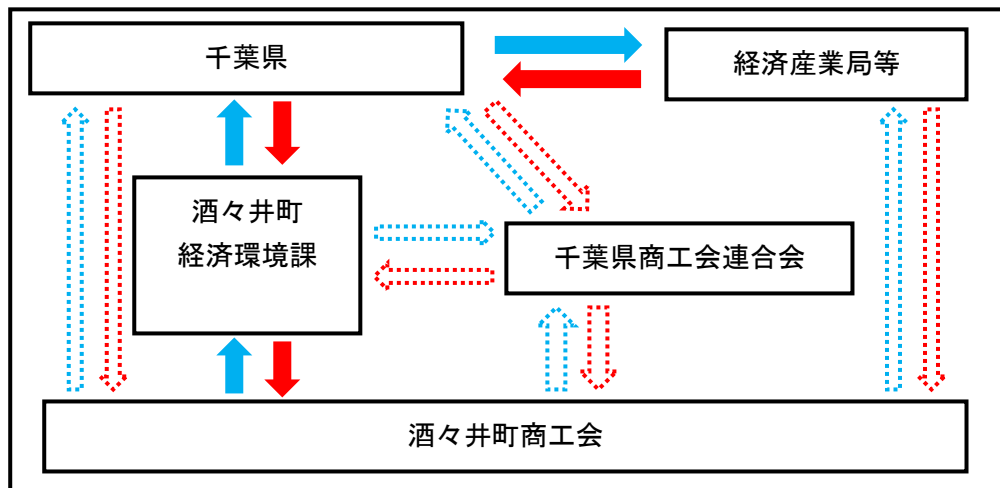
発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヵ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	適時、共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

(1) 自然災害発生時

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当町の指示に従い被災地域での活動について決める。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法等についてあらかじめ協議する。
- ・当会と当町が情報を共有し、県の指定する方法にて当町より県へ報告する。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集連絡ルート（状況によっては波線の矢印）



(2) 感染症流行時

- ・感染症の流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、酒々井町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特

別相談窓口を設置する)。

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、被災証明書取得についての理解を促し、必要に応じて取得のための支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
必要な資金の額	10	10	10	10	10
協議会運営費	5	5	5	5	5
相談会開催費	5	5	5	5	5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
千葉県補助金、酒々井町補助金、酒々井町商工会運営安定引当金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。